

○学校法人東海大学外部研究費受入処理規程運用細則

(制定 2000年4月1日)

改訂 2006年4月1日 2009年4月1日
2012年4月1日 2013年4月1日

(目的)

第1条 この細則は、学校法人東海大学外部研究費受入処理規程（以下「処理規程」という。）の運用上、必要な事項を定める。

(研究促進費)

第2条 研究促進費とは、以下の研究費をいう。

(1) 処理規程第4条第2項に定める、外部研究費の年度終了後（ただし、受託研究費は契約期間終了後）に取扱う研究費

(2) 前号を除き、研究促進費として定められた研究費

2 研究促進費は、年度終了後の各研究費を一括し、各機関における研究充実活性化の財源として有効活用する。

3 研究促進費は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 研究促進費は、原則として当該研究者単位に再度一括配分する。

(2) 研究促進費は、事務管理責任者のもとに補助簿を作成し、研究者単位に記録管理しなければならない。

(3) 事務管理責任者は、研究者に対して研究促進費の決定通知書を年度ごとに通知する。

(4) 研究者が、本学において研究を継続できない等の事由が発生した場合、事務管理責任者は研究者と協議の上、所定の手続により処理する。

(5) 研究促進費が当該年度に執行されない場合については、翌年度に繰り越すことができる。

(一般管理費)

第3条 処理規程第9条に定める一般管理費は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 外部研究費の一般管理費は、原則として直接経費の15%とする（1円未満の端数は切り捨て）。

(2) 国・地方公共団体等公的機関からの受け入れに関しては、経費交付元の規程等を優先して取り扱う。

(間接経費)

第4条 処理規程第10条に定める間接経費は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 外部研究費の間接経費は、原則として直接経費の30%とする（1円未満の端数は切り捨て）。

(2) 国・地方公共団体等公的機関からの受け入れに関しては、経費交付元の規程等を優先して取り扱う。

(予算編成)

第5条 外部研究費及び研究促進費の執行に際しては、各機関・各校舎の研究事務担当部署にて予算案を取りまとめ、勘定科目別に予算編成しなければならない。

(決算諸表の作成)

第6条 事務管理責任者は、処理規程第12条に基づき決算書類を作成の上保管し、必要に応じて各機関・各校舎の会計担当部署に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この細則に定めのない事項又は細則の解釈に疑義が生じた場合は、関連諸規程に定められた内容に従って処理し、関係部署と協議の上取り扱うものとする。

(事務)

第8条 この細則の改廃に関する事務は、研究推進部研究支援課が担当する。

付 則

この細則は、2000年10月1日から施行する。

付 則 (2013年4月1日)

この細則は、2013年4月1日から施行する。